

B

# 国民年金事務の窓口相談時における留意点

～お客様とのトラブル防止と住民サービスのより一層の向上のために～

---

令和7年4月

日本年金機構

# はじめに

---

日頃より、年金制度の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本年金機構では、従来の研修資料に加えて、より実践的な資料として実際にお客様からいただいた声をもとに、市区町村窓口でのお客様対応時にご留意いただきたい事項をまとめた資料を作成しています。

初めて国民年金事務に携わる方にも、届出の案内時にはお客様の声やそれに対するポイントにご留意いただくことで、お客様とのトラブルを防止するとともに、住民サービスのより一層の向上につながるものと考えております。

「国民年金事務の手引き」と併せて、研修の実施時や、窓口対応時の注意点の確認など、積極的にご活用ください。

# 目次

---

1.前納割引制度	4
2.付加保険料納付申出制度	6
3.法定免除	8
4.保険料免除・納付猶予制度	10
5.追納制度	12
6.任意加入制度	14
7.海外転出時の手続き	16
8.帰国時の手続き	18

# 1. 前納割引制度 【国民年金事務の手引きP49】

- ◆ 2年間、1年間、6か月間あるいはその年度の一定期間について保険料を前もって一括して納付する制度で、保険料が割引されます。
- ◆ 国民年金保険料の納付方法は以下のとおりです。
  - ・ 口座振替
  - ・ クレジットカード納付
  - ・ 納付書での納付（金融機関・郵便局・コンビニの窓口または金融機関・郵便局のATMでの納付）
  - ・ 電子納付（インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングおよびねんきんネット上での電子納付）
  - ・ スマートフォンの決済アプリケーションによる電子決済
- ◆ 口座振替またはクレジットカード納付による前納について  
口座振替またはクレジットカード納付による前納を希望する場合、いつでも申し込みができ、振替開始時から年度末（又は翌年度末）までの保険料をまとめて振替ができます。

（参考）令和6年度の国民年金保険料額

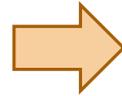
納付方法		1か月分	6か月分	1年分	2年分
月々支払い 【現金、口振（翌月末振替）】		17,510円	105,060円	210,120円	425,160円
前納	現金又はクレジット （割引額）	—	104,210円 <b>(850円)</b>	206,390円 <b>(3,730円)</b>	409,490円 <b>(15,670円)</b>
	口座振替 （割引額）	17,450円 <b>(60円)</b> (当月末振替)	103,870円 <b>(1,190円)</b>	205,720円 <b>(4,400円)</b>	408,150円 <b>(17,010円)</b>

※令和8年度保険料額・・・17,920円

# 1. 前納割引制度

## お客様の声

- ◆退職や配偶者の扶養から外れたときなどの国民年金の切り替え手続き時、前納の案内がなかったため、希望する月から前納ができなかった。
- ◆2年前納の口座振替を申し込んだが、前納の開始月について案内がなかったため、翌年3月までの期間の前納ができなかった。
- ◆納付方法により割引額が異なることを説明されず、最も割引額が多い方法による前納ができなかった。
- ◆20歳到達月から大学卒業までの期間の保険料について、卒業予定年月により割引額が多い納付方法が異なることを説明されず、最も割引額が多い方法で前納できなかった。



## Point

- 納付方法によっては別途申出が必要となるため、納付方法の案内時には、前納または口座振替もしくはクレジットカードによる納付の希望の有無を確認するようお願いします。
- 特にクレジットカードによる納付の場合は、立替納付日の説明も併せてお願いします。
- 口座振替やクレジットカードによる前納の場合、申込期限があるため、申込期限についての説明を漏らさぬようお願いします。
- ご本人の状況により、最も割引額が多い納付方法は異なるため、納付方法の案内時にはご本人の希望や状況を確認するようお願いします。

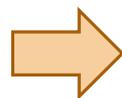
## 2. 付加保険料納付申出制度 【国民年金事務の手引きP48】

- ◆ 国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。
- ◆ 付加保険料の月額額は400円です。
- ◆ 付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算され、年金を2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金を受け取ることができます。  
  
（例）付加保険料を10年以上納めた場合の年金受給額  $200円 \times 120カ月 = 24,000円$
- ◆ 付加保険料の納付は、申し込みをした月分からとなり、月々納付する定額保険料と併せて納付します。また、納付期限は翌月末です。  
（※農業者年金の被保険者は、被保険者になった時から付加保険料を納付する必要があります。）
- ◆ 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- ◆ その他にも、保険料納付の法定免除を受け、納付申出をしてない方や保険料納付の申請免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けている方は、付加保険料を納付することができません。
- ◆ iDeCo（個人型確定拠出年金）に加入していても付加保険料を納めることはできます。ただし、iDeCoの掛金の限度額は67,000円（月額）となります。

## 2. 付加保険料納付申出制度

### お客様の声

- ◆退職や配偶者の扶養から外れたときなどの国民年金の切り替え手続き時、付加保険料申出制度の案内がなかったため、付加保険料を納付する機会を逃がした。
- ◆国民年金の加入手続き時に、保険料をまとめて納付したいと相談したが、付加保険料の案内がなかった。
- ◆これまで（過去に）付加保険料を納付していた。今回改めて国民年金に（任意）加入したが、改めて手続きしなくとも付加申出が継続すると思っていた。
- ◆窓口で付加保険料の加入をしたいと申し出たが、記入時に付加申出の記入の案内がないまま受理されたため、手続きができたものと思っていた。
- ◆20歳到達前に連絡したが、後で届く書類で手続きが可能と言われ、書類の到着後に手続きをしたため20歳到達月からの申出ができなかった。



### Point

- 付加保険料申出制度は遡って手続きができない制度のため、窓口での説明が重要です。
- 特に前納や口座振替を希望する方、過去に付加保険料を納付していた方には一言添えていただくことが大切です。
- また、付加申出の記載漏れがないか届書の確認も忘れずお願いします。
- 20歳加入手続き見直し後も届出の提出は必要ですので、付加申出や前納を希望する場合は早めに手続きするよう案内をお願いします。

# 3. 法定免除制度 【国民年金事務の手引きP56】

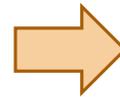
- ◆ 国民年金第1号被保険者が、次のいずれかに該当するとき、保険料の納付が免除される制度です。
  1. 障害基礎年金などの2級以上の障害に関する公的年金の受給権者であるとき  
(厚生年金保険の障害等級に該当しなくなってから、3年を経過していない方に限る。)
  2. 生活保護法による「生活扶助」を受けているとき
  3. 厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所など）に入所しているとき
- ◆ 法定免除の承認基準に該当した日の属する月の前月分から、法定免除の承認基準に該当しなくなった日の属する月分まで保険料の納付が免除されます。
- ◆ 法定免除の承認基準に該当した場合は保険料免除理由該当届を、法定免除の承認基準に該当しなくなった場合は保険料免除理由消滅届を提出する必要があります。
  - ※ 生活保護受給による法定免除該当者が、住所変更により他の市区町村へ転居した場合は、旧住所地に保険料免除理由消滅届を提出する必要があります。
  - ※ また、新住所地では、生活保護受給が決定した場合に、保険料免除理由該当届を提出する必要があります。
- ◆ 法定免除の該当期間であっても納付申出をすることにより、保険料を納付することができます。（平成26年4月以降の期間に限る）

納付申出をした期間は、付加保険料の納付や国民年金基金の加入が可能です。

# 3. 法定免除制度

## お客様の声

- ◆ 法定免除に該当した場合でも、納付申出をすれば前納済みの期間をそのままにできることを案内されなかった。
- ◆ 法定免除に該当したが老齢基礎年金の年金額を増額したいと相談した際、案内された納付申出をした。追納により老齢基礎年金を増額する方法もあったことを後から知った。
- ◆ 障害基礎年金が永久認定に該当しているが、納付申出をした場合の年金額について説明がなかった。



## Point

- 納付申出がない場合、該当期間の保険料は充当又は還付となるため免除理由該当届出受理時に納付申出の意思を確認するようお願いします。
- 老齢基礎年金を増額する方法として、追納制度についてもご案内をお願いします。その際、納付申出と追納で異なる点（前納や国民年金基金加入が可能か、加算額の上乗せ等）についてもご説明をお願いします。
- 納付申出の説明時には、障害基礎年金の障害の状態の確認および、納付申出し保険料を納付することで老齢基礎年金を増額しても、老齢基礎年金の年金額が障害基礎年金2級の年金額を上回ることはないことについての説明をお願いします。

# 4. 保険料免除・納付猶予制度 【国民年金事務の手引きP53-69】

- ◆ 保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度です。

保険料免除制度	本人、配偶者、世帯主 それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。
納付猶予制度	50歳未満の方で、本人、配偶者 それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

## <失業した場合の特例>

失業した方の前年所得をゼロとみなして審査します。

申請書のほかに、「雇用保険被保険者離職票」など、離職を証明する添付書類が必要です。

- ◆ 免除承認期間と給付への影響

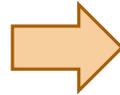
免除の種類	老齢基礎支給要件	老齢基礎年金額		障害・遺族年金	追納
		H21年3月以前の免除期間	H21年4月以降の免除期間		
全額免除	○	1/3	1/2	○	○
3/4免除	○	1/2	5/8	○	○
半額免除	○	2/3	3/4	○	○
1/4免除	○	5/6	7/8	○	○
納付猶予	○	×	×	○	○

- ◆ 保険料免除・納付猶予は10年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。
- ◆ ※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合は、臨時特例の時限措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能でしたが、令和4年度サイクルまでをもって終了しました。

# 4. 保険料免除・納付猶予制度

## お客様の声

- ◆ 失業特例免除があると説明を受けなかったため、前年所得が高く免除が承認されないと思い申請しなかった。
- ◆ 離職票がなく、失業特例免除を利用できないと案内されたが、雇用保険に加入していない場合でも失業特例免除が利用できることを後から知った。
- ◆ 国民年金基金に加入していたが、免除が承認された場合に脱退になる旨の説明をされなかった。基金が喪失になるなら免除は申請しなかった。



## Point

- 免除申請日時点で納付済みの定額保険料は、充当または還付されないことについてご説明いただくことが重要です。
- 特例免除を利用することで免除が承認されることがあるため、本人から失業の申出がない場合にも、失業等の有無を確認することが重要です。
- 雇用保険の被保険者でなかった方でも、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方については以下の添付書類により失業特例の申請が可能です。

a.	厚生労働省が実施する総合支援資金貸付の貸付決定通知書の写し及びその申請時の添付書類の写し
b.	履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
c.	税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書の写し
d.	保健所への廃止届出書の控（受付印のあるものに限る。）
e.	その他、公的機関が交付する証明書等であって失業の事実が確認できる書類

※

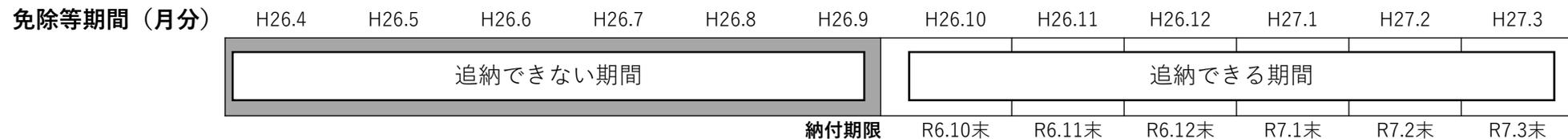
※ bからeまでについては、別途、失業の状態にあることの申し立てが必要となります。

- 免除が承認されると国民年金基金は脱退となるため、国民年金基金加入の有無についても確認が重要です。

# 5. 追納制度 【国民年金事務の手引きP69-70】

- ◆ 保険料の免除・納付猶予を受けた期間分の保険料について、本人の申し込みにより事後的に納付することができる制度です。
- ◆ 手続きは年金事務所で行います。
- ◆ 追納ができるのは、追納が承認された月の前10年以内に免除や猶予された期間分の保険料に限られます。
- ◆ また、追納が承認された保険料のうち、承認月の10年前の月分の保険料の納付期限は、承認月の月末になります。

(例：平成26年4月から平成27年3月まで免除等期間を有する方が令和6年10月に追納申込みをした場合)

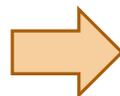


- ◆ 保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

# 5. 追納制度

## お客様の声

- ◆ 10年前の期間について、月末が期限であると案内がなかったため、追納できなかった。
- ◆ 申込書受付日が年度をまたぐと追納加算金が増加することについて説明がなかったため、希望していた金額で追納できなかった。
- ◆ 追納保険料は先に経過した月分から納める必要があることについて説明がなかったため、納付した保険料が充当または還付となった。
- ◆ 過去の保険料をすべて納付したいと相談したが、納付可能な未納期間のみ案内され、追納についての説明がなかったため、追納できなかった。
- ◆ 障害基礎年金が永久認定に該当しているが、追納した場合の年金額について説明がなかったため、追納した。



## Point

- 申込先は年金事務所ですが、追納には期限や加算額があるため、ご相談があった際は期限や加算額についてご説明いただくようお願いします。
- 未納期間を有する方から相談があった場合にも、追納可能期間について確認いただくことが重要です。
- 障害基礎年金が永久認定に該当している場合、追納し老齢基礎年金を増額しても、老齢基礎年金の年金額が障害基礎年金2級の年金額を上回ることはないことについて、ご説明いただくようお願いします。

# 6.任意加入制度

【国民年金事務の手引きP23-24】

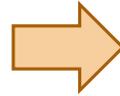
- ◆ 60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入をすることができます。（厚生年金保険、共済組合等加入者を除く）
- ◆ 申出のあった月からの加入となり、遡って加入することはできません。
- ◆ 任意加入した場合の保険料の納付方法は、海外に居住する20歳以上65歳未満の方を除き、口座振替が原則となります。
- ◆ 任意加入被保険者は保険料の免除・納付猶予、学生納付特例の申請をすることはできません。
- ◆ 任意加入被保険者の資格は、いつでも申し出るにより喪失することができます。

# 6.任意加入制度

---

## お客様の声

- ◆年金の受給資格の相談時、任意加入は申出月から加入となる旨の説明がなかったため、後日申出に行ったところ納付できない月が生じた。
- ◆任意加入の申出時、喪失時期についての説明がなかったため、希望する時期に資格喪失ができなかった。



## Point

- 任意加入の資格取得および喪失の申出は、いずれもさかのぼって行うことができないため、窓口での説明が重要です。

# 7. 海外転出時の手続き

【国民年金事務の手引きP23-24】

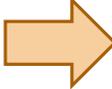
- ◆ 第1号被保険者が海外に居住（転出）する場合、国民年金の加入資格を喪失します。
- ◆ 資格喪失には手続きが必要です。転出届の受付だけでは国民年金の加入資格を喪失したことにはなりません。
- ◆ 日本国籍を有する方で、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の方であれば、申出により国民年金の任意加入制度を利用することができます。
- ◆ 任意加入には手続きが必要です。
- ◆ 申出した日から任意加入被保険者資格を取得します。

# 7. 海外転出時の手続き

## お客様の声

- ◆口座振替をしており、海外転出後も引き落としがされるため手続きは不要だと思っていた。任意加入制度について、説明されていなかったため遑って加入したい。
- ◆強制加入期間中に使用していた同一口座から同一の振替方法で引き続き納付を希望し任意加入申出を行ったが、届書にその旨を記入することについて案内がないまま受理されたため手続きができたものと思っていた。
- ◆住民票の手続き時、国民年金の資格喪失手続きは行わず、海外転出後も強制加入被保険者として納付された保険料が過誤納となり後日還付となった。

## Point

- 任意加入制度は遑って手続きができない制度ですので、窓口での説明が重要となります。
- 
- 海外転出時に任意加入を申し込み、従来の口座からの振替を引き続き希望する場合は、その旨を届書の備考欄に記載することが必要ですので、ご案内をしていただくようお願いします。
  - 任意加入されない場合、前納済みの保険料は還付となることについて一言添えてください。

# 8. 帰国時の手続き

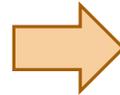
【国民年金事務の手引きP23-24】

- ◆ 日本へ帰国し、日本国内に住所を有した場合、国民年金の強制加入被保険者となります。強制加入には手続きが必要です。
- ◆ 転入届の受付だけでは国民年金の加入手続きをしたことにはなりません。一時帰国などで短期間だけ住民票を戻した場合でも、その期間は強制加入被保険者となり、その都度手続きが必要です。
- ◆ 任意加入の際に、付加保険料納付や口座振替・クレジットカードによる納付を申し出ていた方が、強制加入後も引き続き付加保険料や口座振替による納付を希望する場合は、再度申出が必要です。

# 8. 帰国時の手続き

## お客様の声

- ◆ 一時帰国で短期間だけ住民票を戻したため、手続きは不要であると思っていた。
- ◆ 海外転出の際の任意加入手続き時、帰国した時に必要な手続きについて説明を受けていなかったため、付加保険料を納められない期間が生じた。



## Point

- 短期間でも、国内に住所を有することとなった場合は、国民年金加入の手続きが必要であることをご説明いただくようお願いします。
- 海外転出時に任意加入していたお客様が帰国した場合は、日本国内に住所を有した日から任意加入の資格が喪失となり、再度、国民年金の加入手続きを行う必要があります。
- お客様が帰国し、国民年金の加入手続きをされる際、保険料の納付方法や、前納、付加保険料納付の有無について確認いただくことが大切です。特に、付加保険料は遡って手続きができない制度であるため、窓口での説明が重要となります。